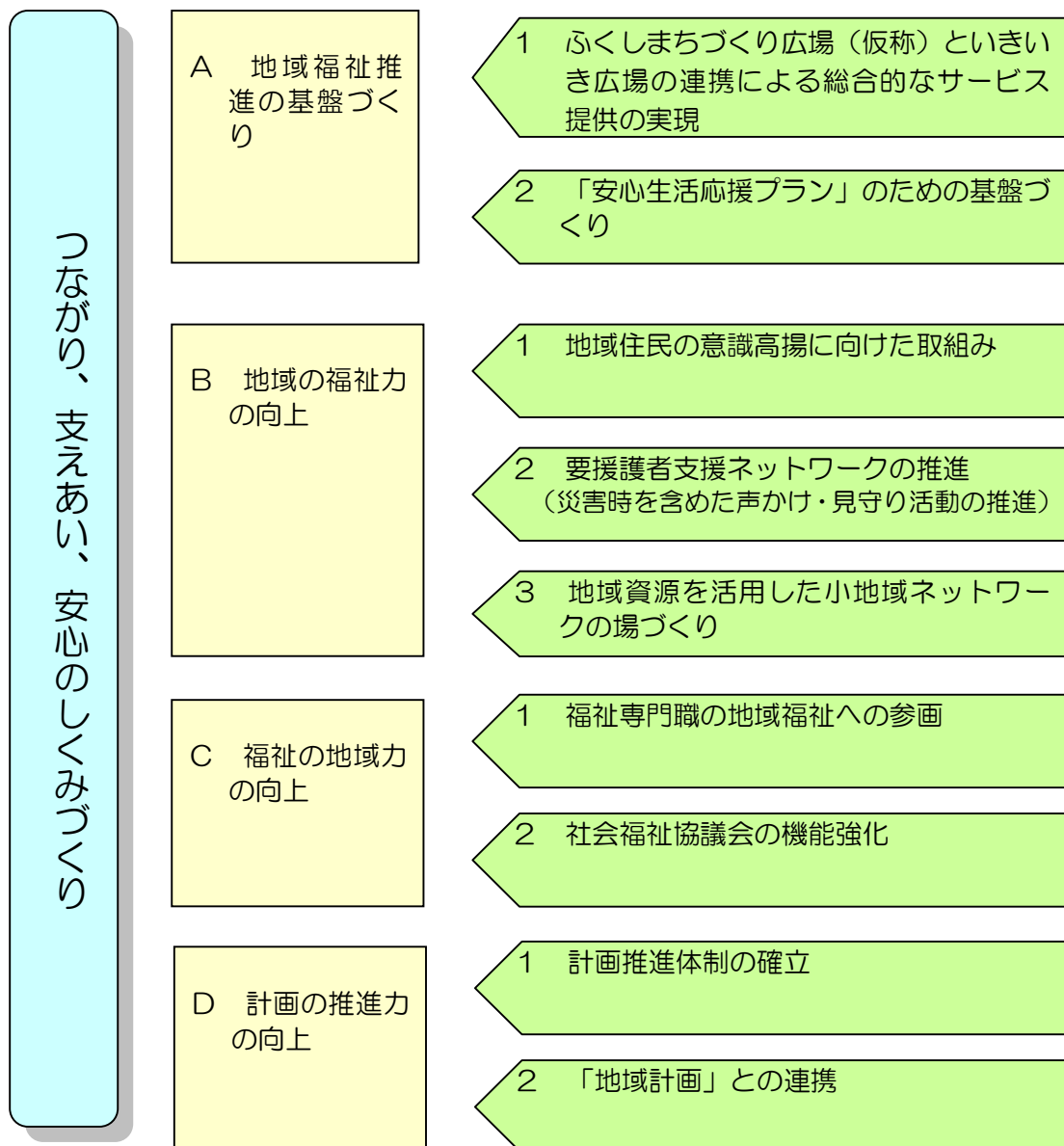


## 第3章 重点的に実施するリーディングプラン

### 第1節 計画の体系

本計画期間においては、第1章の第2次地域福祉計画策定の考え方、第2章の第2次地域福祉計画の策定方法から、今後の地域福祉の取組みとして必要となるもの、特に重点的に進めるべき課題解決のしくみづくりをリーディングプランとして位置づけ優先的に実施していきます。

具体的には、大きく4つのカテゴリーに分け、各カテゴリーにおいて、中心的に進める施策を位置づけます。



## A 地域福祉推進の基盤づくり

地域福祉推進の基盤づくりとして、全市的な対応を図る福祉まちづくりの拠点となる「ふくしまちづくり広場」（仮称）づくりに向けた検討を行うとともに、既存の「いきいき広場」との連携による総合的なサービス提供の実現を図ります。

そして、誰もが地域で安心して暮らし続けられるような地域づくりを実現するため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が多様な関係機関との連携を図り、援護を必要する方々がもれなくカバーされる体制づくりを目指す「安心生活応援プラン」を実施します。このプランの実施にあたっては、情報支援や不安解消、早期発見といった生活支援サービスの提供を行う人材を育成します。

## B 地域の福祉力の向上

地域の福祉力を向上するため、地域住民の福祉に対する理解の促進や、ボランティアに関わったことがない人へのきっかけづくりや動機づけに向けた新たな福祉イベントの創出、地域におけるライフステージに応じた福祉の学びを実施します。

また、関係機関の情報交換や情報共有の場を設置することにより、関係機関の連携体制の強化を図るとともに、要援護者支援体制づくりに向けて、活動方法の検討・実施や要援護者情報の集約化・一元化などのしくみづくりを支援します。

さらに、地域福祉圏域の中で最も身近な第3層（町内会）におけるネットワーク拠点としての地域資源を活用した場づくりに取り組みます。

## C 福祉の地域力の向上

福祉の地域力を向上するため、「高齢」「障がい」「子ども」といった分野別の活動領域を越えた「福祉専門職による地域福祉を推進するための新しいネットワーク」を構築します。そして、福祉専門職が行政主体で育成した地域住民とともに協議や連携ができる新たなネットワークづくりを支援します。

また、福祉施設と地域住民が相互に関わりができるしくみづくりを行うとともに、福祉専門職がまちづくり協議会にメンバーとして積極的に参加することを通して、まちづくり協議会における地域福祉の推進を応援します。

## D 計画の推進力の向上

地域福祉が進むための環境づくりを計画的に行うために、地域福祉計画の推進力を高めるためのしくみを導入します。本計画を“絵に描いたもち”に終わらせないよう、計画の内容がどれだけ推進されているかの点検や、推進のために必要な安定的な自主財源確保に向けた検討を行うための「地域福祉リーディングプラン推進委員会（仮称）」を設置します。また、本市における総合的な地域福祉の推進を図るため、地域福祉計画とまちづくり協議会が策定する「地域計画」との連携を推進します。

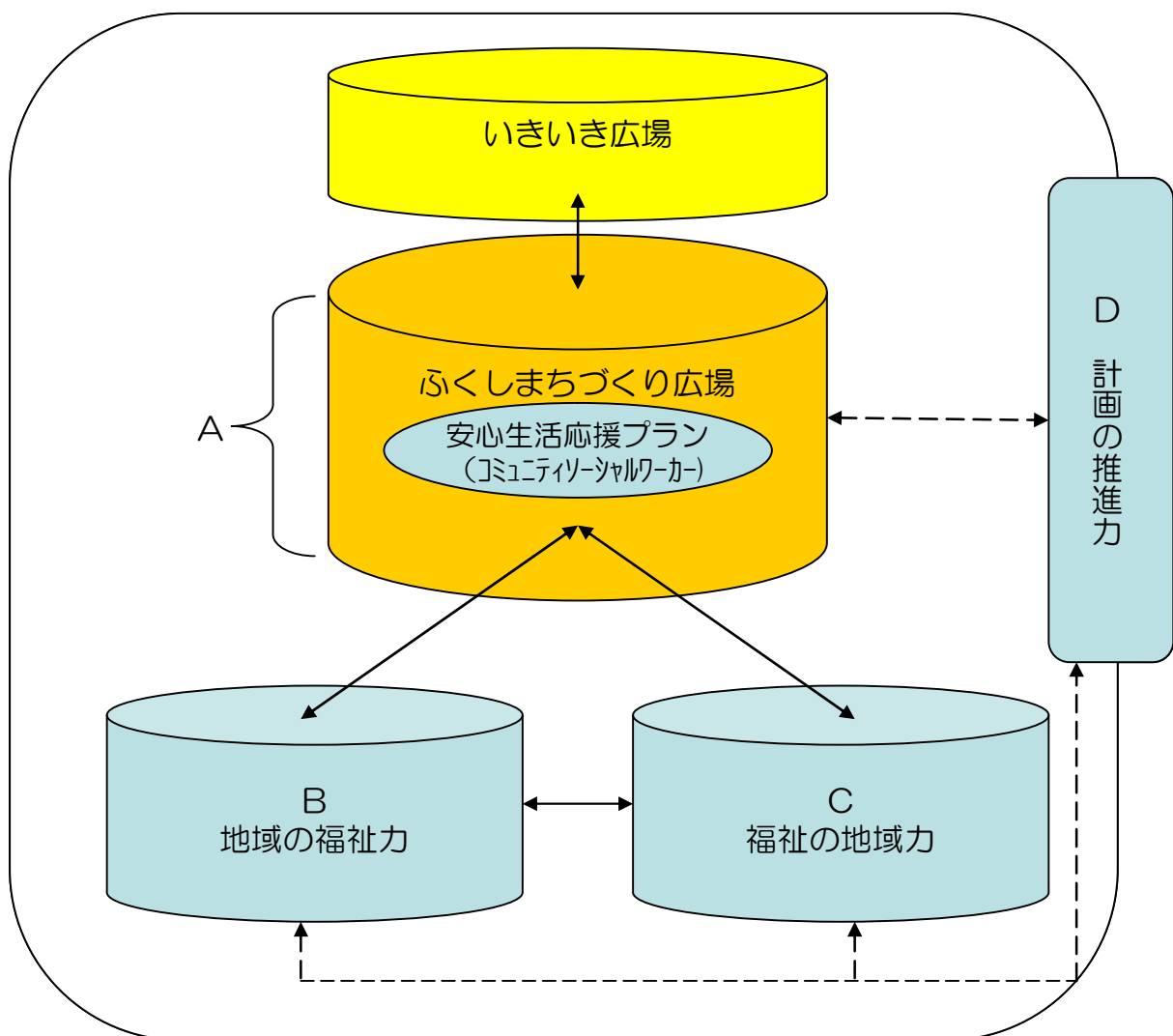


図7 地域福祉が進むための環境づくり

## 第2節 リーディングプランの推進

### A 地域福祉推進の基盤づくり

市の地域福祉の現状からみえる課題として、地域福祉活動を支えるしくみが不足していることが大きな課題となっています。第1次計画を通して根づいた活動の活性化を図るためには、ボランティア活動や市民活動をはじめとする地域福祉活動に携わる人材の確保、担い手間の交流や情報の共有を図ることが課題とされています。意見交換会からは、次のような提案がされています。

- ボランティアや市民活動に限らず、地域活動の紹介、福祉関係の機関の紹介、施設のイベントなどの多様な情報を取り扱う機能を持ち、地域福祉活動の主役であるまちの人々を地域福祉活動に導くための拠点が必要
- 老人憩の家や宅老所、町内会館といった地域のインフラや、まちづくり協議会、ボランティアひろばセンターといった既存のしくみを活用した交流促進プログラムなどを作成・提供し、それを運営するための“仕掛け屋”的な機能が必要。

また、厚生労働省においても、「今後、全国の各地域において、高齢者や障がい者等が安心して暮らし続けられるような地域づくりを進めることが喫緊の課題であり、公的サービスの整備充実、重点化・効率化の推進と併せて、地域において、日常的な生活支援ニーズに対応するしくみづくりを進めることが必要である。」と指摘しています。

## A-1 ふくしまづくり広場（仮称）といきいき広場の連携による総合的なサービス提供の実現

地域福祉を円滑に進めるためには、地域福祉活動の推進に不可欠な人材・交流・情報といった3つの要素の促進を図るための機能を別々に設けるのではなく、地域内に一本化した窓口を設置するなど、一体的・総合的に取り扱うことが求められます。

### (1) 「ふくしまづくり広場（仮称）」の拠点づくり

ボランティア活動や市民活動といった垣根を越えた地域住民や各団体からの相談・支援を行うとともに、人材発掘・育成、交流促進、情報収集・発信の拠点としての総合的なコーディネート及び地域福祉活動の活性化に向けたさまざまな提案を行う“仕掛け屋”といった企画・立案に関する機能を併せ持つ「ふくしまづくり広場」の拠点づくりに向けた検討を行います。

また、ボランティアひろばセンターが「ふくしまづくり広場」におけるボランティア活動支援の中核としての役割を果たせるよう、まちづくり協議会などの地域団体と連携した人材育成のしくみづくり、交流スペースの確保、情報のネットワーク化を図り、誰もが気軽に立ち寄れる地域住民に身近なセンターづくりを行います。

### (2) 「ふくしまづくり運営協議会（仮称）」の設置

地域福祉活動の拠点である「ふくしまづくり広場」と、福祉のワンストップサービスや地域ケアの展開を図ってきた「いきいき広場」との連携を図るため、福祉専門職や地域住民も参加した「ふくしまづくり運営協議会（仮称）」を設置し、お互いの広場によるインフォーマルサービスや公的サービスといった枠を越えた総合的なサービスのあり方や提供について検討を行います。

.....

| 実施事業                           | 責任主体       | 主な取組み   |
|--------------------------------|------------|---|
| 「ふくしまちづくり<br>広場（仮称）」の拠点<br>づくり | 行政、社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「ふくしまちづくり広場」の拠点<br/>点づくりに向けた検討</li> <li>○誰もが気軽に立ち寄れる地域<br/>住民に身近なボランティアひ<br/>ろばセンターづくり</li> </ul> |
| 「ふくしまちづくり<br>運営協議会（仮称）」<br>の設置 | 行政、社会福祉協議会 | ○「ふくしまちづくり運営協議会<br>（仮称）」の設置   |

## A-2 「安心生活応援プラン」のための基盤づくり

誰もが地域で安心して暮らし続けられるような地域づくりを実現するため、多様な関係機関との連携により、援護を必要する方々がもれなくカバーされる体制づくりを目指す「安心生活応援プラン」を実施するとともに、プラン実施にあたり、いわゆる情報支援や不安解消、早期発見といった生活支援サービスの提供を行う人材を育成します。

### (1) 「安心生活応援プラン」の実施

地域における多様な生活ニーズへの適切な対応を図るため、自立した個人が主体的に支えあう「新たな支えあい」とも言うべき地域福祉を実現するためには、「要援護者の声かけ・見守り活動等」に関する意見交換会でも挙げられている、要援護者に関する「情報収集」「情報共有」「緊急時の対応」などの課題解決を含めて、要援護者がもれなくカバーされる体制づくりを行うことが求められます。

こうした動きも踏まえ、本市においても、誰もが地域で安心して生活できるような社会を実現するため、行政が主体となり、新たに社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置します。そして、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を中心として、地域包括支援センター、まちづくり協議会、シルバー人材センター、民生・児童委員等との一層の連携を通じた「安心生活応援プラン」を実施することにより、地域共生のまちづくりの実現を図ります。また、困難事例の発生時における行政の速やかな対応や、適切な公的サービスの提供が可能となるよう、地域包括支援センター職員をはじめとする「いきいき広場」職員の質の向上を図ります。

### ー 「安心生活応援プラン」の主な内容 ー

声かけ・見守り活動支援団体や行政、社会福祉協議会、福祉専門職等が保有する要援護者情報の共有・一元化を図ることによる、要援護を必要とする方々がもれなくカバーされる体制づくり（個人情報保護や情報共有の適正化について、十分配慮することとしています。）

家族のサポートが得られない一人暮らし高齢者など定期的な訪問による声かけ・見守りが必要な方々に対する訪問員による新たな地域生活支援サービスの提供（いわゆる情報支援や不安解消、早期発見といった声かけ・見守りに加え、日常の買物・宅配の手配等）

## (2) 生活支援サービスに携わる人材の養成

地域福祉活動に携わる人材の確保が困難とされる中で、安心生活応援プランを安定的・継続的に実施するためには、定期的な訪問による声かけ・見守りが必要な方々に対して生活支援サービス提供を行う訪問員、また、訪問員に協力して支援にあたる人材の発掘が求められます。

こうした人材を確保するため、社会福祉協議会や施設といった福祉専門職の連携により、新たな住民参加サービス等の担い手としての「地域生活支援サポーター」を養成し、地域の要援護者の個別のニーズに応えるしくみを安定的・継続的に構築します。



| 実施事業              | 責任主体       | 主な取組み                             |
|-------------------|------------|-----------------------------------|
| 「安心生活応援プラン」の実施    | 行政、社会福祉協議会 | ○社会福祉協議会へのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置 |
| 生活支援サービスに携わる人材の養成 | 行政、社会福祉協議会 | ○「地域生活支援サポーター」の養成                 |



## B 地域の福祉力の向上

テーマ別意見交換会からは、顔がみえる関係づくりに向けた、地域住民に対する福祉への理解や参加へのきっかけづくりなど地域住民の意識高揚に向けた取り組みとして、次のような提案がされています。

- 当事者や福祉専門職のみならず、子どもや若い子育て世代の地域住民と一緒に企画・運営する新たな福祉イベントの実施
- ボランティア活動者の交流・相互研鑽、未経験者に対するきっかけづくりや動機づけを推進するための発表の場の提供
- 社会福祉協議会を中心に行政、教育機関、福祉専門職が一体となった地域におけるライフステージに応じた福祉の学びの実施

市では、地場産業の衰退や名古屋市や近隣市への通勤者のベッドタウン化、外国人労働者の増加など、地域住民どうしがつながりを保つことを難しくする要素が大きくなっています。そのような中、一人暮らしの高齢者や夫婦暮らしの高齢者世帯、障がい者、乳幼児、ひとり親世帯、外国人や妊産婦など、いわゆる「要援護者」といった方々が、災害が発生したときのみならず、日頃の日常生活においても、地域から孤立することは避けなければなりません。

平成20年4月からは、地域住民と行政が一体となって、地域課題の解決や地域の発展に向けた協働によるまちづくりを推進するための「まちづくり協議会特派員制度」が創設され、平成21年5月には、全ての小学校区において、まちづくり協議会が設置されました。要援護者が地域とつながっていることの安心感を得るためにも、このような新たに芽生えたまちづくり協議会というしくみを活かしながら、日頃から声かけ・見守りによる顔がみえる関係づくりを行うことが必要です。

## **B-1 地域住民の意識高揚に向けた取組み**

既存の福祉イベントに、企画段階から若い世代の地域住民や当事者などが協働する新たな福祉イベントを創出することにより、福祉に対する理解を広く促進します。また、ボランティア活動発表の場を設置することにより、団体内の交流や他の団体との相互研鑽、ボランティア活動に対するきっかけづくりや動機づけを行います。さらに、ライフステージに応じた福祉教育を「福祉の地域力」により推進することにより、「地域の福祉力」の向上だけでなく維持するため、ライフステージに応じた「福祉教育プログラム」を作成します。

### **(1) 新たな福祉イベントの創出**

現在行われている福祉イベントのひとつに、「いきいき広場まつり」があります。社会福祉協議会と町内会が主体となり、民生・児童委員、各種福祉団体、福祉施設などが協働し開催しています。しかし、その企画・運営は、各団体に任されており、地域住民の福祉に対する意識高揚としては十分ではありません。

今後は、「福祉でまちづくり」の根を育てるため、企画段階から当事者や福祉専門職のみならず、子どもや若い子育て世代の地域住民と一緒に企画・運営する新たな福祉イベントを実施します。意見交換会からは、障害のある方と小中学生が協働し、市の新名物となりうる「わいわいバリアフリーマーケット」の企画・運営が提案されています。幼少期から当事者とふれあうことにより、本人だけでなく、その保護者や家族、地域住民の理解を促進します。

また、ボランティアひろばセンターが主体となり、地域ですで行われている「ちょっとした助け合い」やボランティア活動の取組みを発表する場として「高浜版ボランティアフェスティバル」を開催します。これにより、団体内の交流や他の団体との相互研鑽を図るとともに、ボランティアに関わったことがない人のきっかけづくりや動機づけを行います。

## (2) ライフステージに応じた福祉の学び

「地域の福祉力」を高めるためには、単に「福祉教育」を行うだけでなく、ライフステージに応じた福祉の学びを実施するとともに、地域において、実施されることも必要となります。とりわけ、子育て中の若い親など新たな層が参加できるような福祉の学びの場の提供が求められます。

現在、社会福祉協議会と教育機関が連携した「福祉実践教室」が実施されています。その実施状況についてみると、実施時期は各学校で異なっており、内容については車いす体験や視覚障がい模擬体験といった体験型が中心となっています。

今後は、社会福祉協議会が主体となり、行政、教育機関、さらには、福祉専門職などとの連携を図った「福祉教育」の充実に努めます。また、「福祉教育」を実施するにあたっては、「地域の福祉力」を維持するため、ライフステージに応じた「福祉教育プログラム」を作成します。プログラムの実施にあたっては、社会福祉協議会や福祉専門職だけでなく、認知症や障がいのある方など当事者や福祉を学ぶ学生との協働により進めます。さらに、第2層（小学校区）、第3層（町内会）といった地域福祉圏域に応じた地域の拠点や福祉施設などの現場を活用した取組みを実施します。



| 実施事業             | 責任主体                  | 主な取組み  |
|------------------|-----------------------|--|
| 新たな福祉イベントの創出     | 行政、社会福祉協議会、福祉専門職      | ○「わいわいバリアフリーマーケット」の企画・運営<br>○「高浜版ボランティアフェスティバル」の開催 |
| ライフステージに応じた福祉の学び | 行政、教育機関、社会福祉協議会、福祉専門職 | ○ライフステージに応じた「福祉教育プログラム」の作成                         |

## **B-2 要援護者支援ネットワークの推進（災害時を含めた声かけ・見守り活動の推進）**

「要援護者の声かけ・見守り活動等」に関する意見交換会では、今後、声かけ・見守りによる顔が見える関係づくりを行うためには、「情報収集」「情報共有」「声かけ・見守りの方法」「緊急時の対応」などをどのように進めていくべきかが課題として挙げられています。こうした課題の解決を図るため、本意見交換会を関係機関の情報交換や情報共有の場として引き続き設置し、連携体制の強化を図ります。そして、行政においても声かけ・見守り活動が円滑に実施できるような支援策を実施します。

### **（１）関係機関による連携体制の強化**

行政や社会福祉協議会、福祉専門職、各まちづくり協議会、民生・児童委員等が連携して、各関係団体が行う声かけ・見守り活動の今後のあり方などについて、議論を行ってきた「要援護者の声かけ・見守り活動等に関する意見交換会」を、関係機関の情報交換や情報共有の場として、引き続き設置し、連携体制の強化を図ります。意見交換会においては、新たに町内会活動などが行う地域福祉推進の取組みに関する提案や要望を聞く機会を設けるなど、より多様な主体の参画、手法により実施します。

また、平成20年度から、5つの小学校区ごとに、地区担当の民生・児童委員と地域包括支援センターの職員の参加による地区民生委員・児童委員協議会を試行的に実施し、地域における要援護者や定期的な声かけ・見守りが必要といった方々に関する情報共有を図ってきました。今後は、こうした取組みをさらに進めるため、地域包括支援センター職員における第2層（小学校区）ごとの地区担当制を導入し、さらなる連携体制の強化を図ります。

### **（２）地域活動支援の機能強化**

現在、手挙げ方式により行政機関が作成している要援護者名簿に関し、地域において、より正確な情報の把握が可能となるような各地域の特性に応じた作成方法の検討や名簿以外に必要な要援護者情報（親戚の有無、障がいの種類、持病への個別対応方法等）の収集などが図られるよう支援します。また、要援護者情報の取り扱いについては、関係機関に向けた個人情報保護法に関する勉強会等を開

催することにより、適切に活用できるよう支援します。

声かけ・見守り活動の具体的な内容については、関係機関による地域の特性に応じた活動手法の検討・実施を支援することとし、活動の推進団体がない場合においては、円滑な組織の立ち上げを支援します。また、対象者の絞込み、要援護者マップの作成、声かけ・見守り活動の実施体制などに関する各地域の検討の場、行政も積極的に参加することにより、要援護者支援体制づくりを支援します。

また、災害時などの緊急時においても、要援護者に対する円滑な対応が図られるよう、情報の集約化・一元化などのしくみづくりを支援するとともに、各地域で行われる防災訓練について、小・中学生、高校生などが積極的に訓練に参加できるようにするなど、緊急時の体制の充実を図ります。



| 実施事業           | 責任主体 | 主な取組み  |
|----------------|------|--|
| 関係機関による連携体制の強化 | 行政   | ○地域包括支援センター職員における小学校区ごとの地区担当制の導入   |
| 地域活動支援の機能強化    | 行政   | ○関係機関に向けた個人情報保護法に関する勉強会等の開催<br>○要援護者支援体制づくりの支援（対象者の絞込み、要援護者マップの作成等）<br>○小・中学生・高校生などの参加による防災訓練の実施 |

### B-3 地域資源を活用した小地域ネットワークの場づくり

誰もが地域で安心して生活できるような社会を実現するためには、「ふくしまちづくり広場」や「いきいき広場」といった第1層（市全体）をカバーする総合的なサービス提供の推進体制・基盤の充実のみならず、地域福祉圏域の中で最も身近な第3層（町内会）における地域福祉活動のためのネットワークの場づくりを一体的に推進することが求められます。

こうした小地域におけるネットワークの場づくりを、より効果的・効率的に推進するため、老人憩の家や宅老所、町内会館といった活動拠点をはじめ地域の全てを社会資源として捉えます。そして、こうした社会資源を地域福祉活動に携わる方々の活動や交流、または、同じ境遇の人たちが集い、語り合い、学びあえるような小地域ごとのネットワークを構築するための場として活用するための検討を行います。

さらに、こうした地域資源を活用し、地域のボランティア団体、地域住民、事業所などが一体となった要援護者に対する日中の通いや訪問、宿泊などを組み合わせた小規模多機能的な切れ目のない在宅での安心した生活の提供を実現するためのしくみの構築に努め、要援護者が可能な限り住み慣れた自宅、または、地域で生活できるような地域社会を目指します。

また、これまで、老人憩の家については、地域の高齢者の方々に「憩」と「くつろぎ」、そして「健康づくり」の場を提供してきましたが、地域住民の交流の促進と地域コミュニティの再生を図るため、高齢者や障がい者、子どもから大人まで、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けた拠点としての活用が期待されています。このことから、今後の老人憩の家など、小地域での在り方について、福祉に限らない全庁的な体制により、「小地域拠点づくり在り方検討会」を立ち上げ、検討を行います。



| 実施事業                    | 責任主体 | 主な取組み                  |
|-------------------------|------|------------------------|
| 地域資源を活用した小地域ネットワークの場づくり | 行政   | ○「小地域拠点づくり在り方検討会」の立ち上げ |

## C 福祉の地域力の向上

第1次計画においては、地域が自らの力で福祉を作り上げる「地域の福祉力」を重視し、そこで培った住民力と職員力を活かした施策の推進に取り組んできました。しかし、今後、地域福祉を推進するためには、「地域の福祉力」だけではなく、福祉の専門職が地域福祉へアプローチする「福祉の地域力」の向上も必要となります。

第2次計画策定にあたっては、社会福祉施設や学校、社会福祉協議会といった福祉の専門職が集まり、福祉の専門職が地域を構成する一員としてどのように関わっていくことができるかを主眼とした「地域福祉推進のための福祉専門機関の役割（基盤強化）」をテーマとした意見交換会を立ち上げて、議論を深めてきました。テーマ別意見交換会においては、福祉専門職が地域でできることとして、次のような提案がされています。

- 地域での新たな福祉イベントの創出
- ライフステージに応じた福祉の学び
- 専門職の新たなネットワークの構築
- 住民の自主グループ育て
- 専門職と住民との新たなネットワークの構築
- 施設の地域デビュー

一方、テーマ別意見交換会の中で、現状の高浜市社会福祉協議会について、次のような意見が出されました。

- 地域の中で社会福祉協議会の顔が見えない
- 社会福祉協議会の事業・活動内容のPR不足
- 社会福祉協議会内での連携が取れていない
- 地域におけるおせっかい役（コーディネーター）としての期待
- 事業が増大しているため、整理をし、本来やるべきことを見極める
- 社会福祉協議会職員の意識改革とコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を含めた職員の人材育成
- 社会福祉協議会事業の充実・拡大（障害者雇用、実習も含め）

高浜市社会福祉協議会は、ここ数年、自主財源の確保を目標に掲げ、行政からの受託事業並びに介護保険事業及び障害福祉サービス事業に力を注いできました。しかし、そのことが、社会福祉協議会本来の役割を十分に果たすことのできない状況を作り出したことは否めません。今後、社会福祉協議会本来の役割を重視し、住民、行政その他関係機関の期待に十分に応えるためには、社会福祉協議会の機能強化に向けた取組みが必要不可欠です。



## C-1 福祉専門職の地域福祉への参画

福祉の地域力を向上するため、「高齢」「障がい」「子ども」といった分野別の活動領域を越えた「福祉専門職による地域福祉を推進するための新しいネットワーク」を構築します。そして、福祉専門職が行政主体で育成した地域住民とともに協議や連携ができる新たなネットワークづくりを支援します。また、福祉施設と地域住民が相互に関わりができるしくみづくりを行います。

### (1) 福祉専門職による新たなネットワークの構築

本市では、現在、高齢分野の「地域ケア会議」や障がい分野の「障害者地域自立支援協議会」など、制度上の分野別会議が設置されており、分野別の福祉専門職間のネットワークは構築されています。しかし、地域福祉分野を包括する会議は存在せず、分野以外の福祉専門職間の交流は全くない状況にあります。

第2次計画では、「地域福祉推進のための福祉専門機関の役割（基盤強化）について」をテーマとした意見交換会を立ち上げ、分野を越えた福祉専門職間の新たなネットワークを創出しました。

今後は、このネットワークを「福祉専門職による地域福祉を推進するための新しいネットワーク」として恒常的な組織と位置づけ、社会福祉協議会が事務局となって運営します。そして、福祉専門職同士が本音で肩の凝らない話し合いを行い、交流を深めるとともに、福祉専門職のまちづくりにおけるスキルアップを図ります。また、地域での福祉を推進するため、身近な生活支援を支える「地域生活支援サポーター」の養成、まちづくり協議会など小地域における地域福祉活動を応援するなど、「地域の福祉力」を向上するための取組みを行います。

### (2) 福祉専門職と地域住民との新たなネットワークの構築

これまでは、市が主体となり「認知症サポーター」「キャラバンメイト」など肩書きのある地域住民の育成を行ってきました。しかし、育成後の活動のステージが用意されていないため、地域に人材があふれているのが現状です。また、「認知症高齢者を支える家族の会」や「通所サービス事業者集会」などの団体が共催して会合などを開催していますが、別に事業者のみで自主的な集会も行われるなど、一体的な活動が行われていません。

そこで、社会福祉協議会と地域包括支援センターとの連携により、福祉専門職

が「認知症サポーター」や「キャラバンメイト」などの育成された地域住民と協議や連携ができる新たなネットワークづくりを支援します。第2意見交換会からは、「認知症サポーター」や「キャラバンメイト」の地域住民をはじめ、行政、警察、郵便局、銀行、地域の商店などによるネットワークづくりを行い、認知症の方が地域で安心して徘徊できるようなくみづくりが提案されています。

### **(3) 施設の地域デビュー**

市内の介護サービス提供事業所である「アサヒサンクリーン高浜ケアハウス」などの一部の施設では、これまでも施設内に「地域交流スペース」を設置するなど、地域住民に向けた施設開放を実施してきました。しかし、施設利用に対する抵抗感やPR不足などの理由により十分に活用されておらず、施設と地域の交流は進んできませんでした。

現在、翼まちづくり協議会では、施設職員がメンバーとして参加するなど、福祉専門職が地域において、共にまちづくり活動に取り組んでいます。また、前述の「アサヒサンクリーン高浜ケアハウス」や「認知症対応型共同生活介護事業所（グループホームあ・うん）」などの入所施設では、利用者が宅老所などの地域の社会資源に出向き、地域住民と交流する活動も始まっています。

そこで、施設において、地域における福祉拠点となるための架け橋となる「ふれあい広場」を設置するとともに、施設と地域住民が相互に関わりができるしくみづくりを行います。そして、高齢者や障がいのある方とのふれあいを通して、当事者を理解する機会を創出し、災害などによる緊急時の対応を強化するだけでなく、後の新たな福祉人材の確保にも努めます。また、福祉専門職がまちづくり協議会にメンバーとして積極的に参加することを通して、災害時における支援拠点となるなど、まちづくり協議会における地域福祉の推進を応援します。さらには、施設内だけでなく、地域内での交流を充実し、「地域の福祉力」を高めます。意見交換会からは、福祉専門職や施設利用者が地域に出向き、認知症高齢者やその家族に対し「回想法」に関する取組みを展開するなど福祉専門職の持つ知恵を生かした「福祉出前講座」の実施が提案されています。



| 実施事業                     | 責任主体             | 主な取組み                                   |
|--------------------------|------------------|---|
| 福祉専門職による新たなネットワークの構築     | 行政、社会福祉協議会、福祉専門職 | ○福祉専門職による地域福祉を推進するための新しいネットワークの構築       |
| 福祉専門職と地域住民との新たなネットワークの構築 | 行政、社会福祉協議会、福祉専門職 | ○福祉専門職と育成された地域住民との協議や連携ができる新たなネットワークづくり |
| 施設の地域デビュー                | 行政、社会福祉協議会、福祉専門職 | ○「ふれあい広場」の設置<br>○「福祉出前講座」の実施            |

## C-2 社会福祉協議会の機能強化

高浜市社会福祉協議会は、地域福祉の推進役としての社会福祉協議会本来の役割を重視し、住民、行政その他関係機関の期待に十分に応えられるよう、「顔の見える、信頼される、職員が成長し続ける社会福祉協議会」を目指した取組みを推進します。そして、行政からの受託事業並びに介護保険事業及び障害福祉サービス事業に力を注ぐだけでなく、社会福祉法における地域福祉の推進役、かつ、「高浜市居住福祉のまちづくり条例」における市の地域福祉推進のパートナーとしての機能強化に向け「高浜市社会福祉協議会発展・強化計画」を策定します。

### (1) 広報・啓発活動の強化と地域福祉人材の発掘

高浜市社会福祉協議会の活動内容を住民に知っていただくため、パンフレットの作成や広報紙及びホームページの充実を図るとともに、「ミニ福祉まつり」など社会福祉協議会独自の新たな福祉イベントの開催や市内で開催される各種イベントへの参加・協力を通して、社会福祉協議会の活動内容のPR及び地域福祉活動の啓発を積極的に行います。

また、高浜市社会福祉協議会の職員が、まちづくり協議会などの地縁活動に積極的に参加し、地域福祉活動への理解・協力を呼び掛けることで、地域における「支えあい」の意識を醸成するとともに、地域住民が主体的に行う「支えあい活動」への積極的な支援や、職員による地域におけるさまざまな年代層への福祉教育の実践を通して、新たな地域福祉の担い手の発掘を行います。

さらに、専門職のネットワークの事務局を担い、地域福祉における個別具体的な問題解決に向けての事例検討研究会の開催や事業の共同開発などを通して、専門職のなかに地域福祉人材を確保します。

### (2) 社会福祉協議会職員の地区担当制の導入

これまで、高浜市社会福祉協議会の事務局職員が各まちづくり協議会の会議等に参加し、地域の状況等の把握と必要な支援等を行ってきましたが、十分な成果が上がったとはいえない状況にあります。

そこで、これまで関わってきた事務局職員だけでなく、介護職や保育士などの専門職も含めた社会福祉協議会職員における第2層（小学校区）ごとの地区担当

制を導入し、多種多様な市民活動を積極的に支援するなど、地域とのつながりを強めるための体制づくりを行います。

### **(3) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置と育成**

高浜市社会福祉協議会では、地域を基盤に、地域住民と連携を図りながら、援護が必要な方の見守り・発見・相談・サービスへのつなぎや地域における新たなサービスの開発支援などを行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置します。そして、養成研修の実施等を通して、地域福祉圏域の第2層や3層へとつながる、行政と地域住民との「つながり」のキーパーソンとしての育成を図ります。

また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が中心となって、安心生活応援プランと住民互助型ふれあいサービスとをつなげることでインフォーマルサービスにおける支援体制のさらなる充実を図るとともに、フォーマルサービスとも連携を図り、支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくります。

### **(4) 高浜市社会福祉協議会発展・強化計画の策定と進行管理**

高浜市社会福祉協議会が、地域福祉の推進役としての役割を果たすべく、高浜市社会福祉協議会のあるべき姿、理念や運営方針を明確にした上で、人材の育成、組織のあり方や財源の確保策に取り組むとともに、住民ニーズを踏まえた真に社会福祉協議会が行うべき事業を整理し、事業の改廃と新規事業の開拓を行うことを目的に、「高浜市社会福祉協議会発展・強化計画」を策定します。

また、計画の進行管理を的確に行うため、毎年度、事業の進行管理表を作成し、計画達成度の点検・評価を行うとともに、計画・目標の必要な見直しを行える体制を確立します。

.....

| 実施事業                               | 責任主体       | 主な取組み  |
|------------------------------------|------------|--|
| 広報・啓発活動の強化と<br>地域福祉人材の発掘           | 社会福祉協議会    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉協議会の活動内容のPRと新たな福祉イベントの開催などによる地域福祉活動の啓発</li> <li>○社会福祉協議会職員による地縁活動への積極的な参加・支援と地域における福祉教育の実践</li> <li>○事例検討研究会の開催や事業の共同開発</li> </ul> |
| 社会福祉協議会職員の<br>地区担当制の導入             | 社会福祉協議会    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉協議会の職員における小学校区ごとの地区担当制の導入</li> </ul>   |
| コミュニティソーシャル<br>ワーカー（CSW）の<br>配置と育成 | 行政、社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置</li> </ul>   |
| 高浜市社会福祉協議会<br>発展・強化計画の策定と<br>進行管理  | 社会福祉協議会    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「高浜市社会福祉協議会発展・強化計画」の策定</li> </ul>  |

## D 計画の推進力の向上

### D-1 計画推進体制の確立

計画は作ったら終わりではありません。いかに現実の活動に結びつけられるかがポイントになります。第1次計画で目標に掲げていた福祉審議会が設置に至らず、各推進施策の責任主体が明確にされなかったことや年次計画の作成・見直しがされなかったことにより、計画の進行管理のあり方が今後の課題として挙げられています。

#### (1) 地域福祉リーディングプラン推進委員会（仮称）の設置

本計画を着実に推進していくためには、地域住民、行政・社会福祉協議会、施設などの福祉専門職といった多様な地域福祉の担い手の連携を図りながら、計画の進捗状況の評価を定期的実施し、必要に応じて計画の見直しを行い積極的に取り組んでいくことが必要です。

計画の具体的施策の検討や計画的推進及び進行管理については、多様な地域福祉の担い手、また、行政においても全庁的な参加による「地域福祉リーディングプラン推進委員会（以下、推進委員会という）」を設置し実施していきます。また、より実効性あるものにしていくために、A「地域福祉推進の基盤づくり」、B「地域の福祉力の向上」、C「福祉の地域力の向上」についての部会を設置し検討していきます。



図8 第2次地域福祉計画推進体制図（案）

## (2) 地域福祉の財源の確保

地域福祉推進の基盤づくりに向けた「安心生活応援プラン」を継続的に安定させるために財源の確保策についても推進委員会で検討していきます。加えて、第1次計画で根づいた計画活動をはじめとして地域福祉活動を継続的に推進するためには、公費のみに頼らない安定的な自主財源の確保が求められることから、地域福祉の財源（ファンド）のあり方を検討し方向性を示していきます。



| 実施事業                      | 責任主体 | 主な取組み                        |
|---------------------------|------|------------------------------|
| 地域福祉リーディングプラン推進委員会(仮称)の設置 | 行政   | ○「地域福祉リーディングプラン推進委員会(仮称)」の設置 |
| 地域福祉の財源の確保                | 行政   | ○地域福祉の財源（ファンド）のあり方の検討        |



## D-2 「地域計画」との連携

小学校区を単位とした地域福祉圏域である第2層においては、各まちづくり協議会によって地域課題の解決や地域の発展に向けての取組みが行われています。地域福祉の総合的推進を図るためには、まちづくり協議会における取組みと地域福祉計画における取組みとが整合性を持ち、相互に関連しあいながら実施されることが重要です。

第2次計画では、計画の内容がどれだけ推進されているかの点検や、推進のために必要な安定的な自主財源確保に向けた検討を行うための評価推進体制を確立するとともに、地域福祉計画とまちづくり協議会が策定する「地域計画」との連携を推進します。

### (1) 地域福祉計画と「地域計画」との連携の推進

総合的な地域福祉の推進を図るため、まちづくり協議会を主体とする意見交換会の場を継続して開催します。そのなかで、地域の良い経験を吸い上げ共有し、地域福祉計画及び各まちづくり協議会の「地域計画」に掲げる取組みに関する情報交換や情報共有を行うなど、お互いの計画を応援できるような連携の推進を図ります。その上で、まちづくり協議会を応援できるよう必要に応じて計画の修正を行います。

.....

| 実施事業                 | 責任主体 | 主な取組み                         |
|----------------------|------|-------------------------------|
| 地域福祉計画と「地域計画」との連携の推進 | 行政   | ○まちづくり協議会を主体とする意見交換会の場の継続的な開催 |

